

新規採用職員研修（前期）

（一財）公共経営研究機構 名前 小川 眞澄

わが国の自治行政は、「住民の福祉の増進」という目的に向けて、国と地方公共団体（自治体）が協力しながら進められています。この目的及び体制において、住民に身近な行政は、地方公共団体が担っています。つまり皆さんが所属する地方公共団体においては、住民との相互理解のもと、住民のニーズに的確に対応した行政運営を行うことが求められているのです。

これから皆さんは、その行政運営を担う人材（人財）として多種多様な仕事を進めていくこととなります。住民の方々も皆さんの活躍を大いに期待しています。皆さんは、その期待に応える責任を負うことになりました。したがって、その責任を立派に果たしていけるだけの知識や能力を身に付ける必要があります。

そこで、本研修においては、地方公務員として仕事を始めるに当たり、知っていなければならない基本的な知識、留意すべき心構えを学んでいきます。

具体的には、次の研修項目について学習します。

① 自治体職員としての心構え

「住民の福祉の増進」に寄与する自治体職員として、基本的な心構えや職務（仕事）上の留意点について確認をしていきます。自治体職員の役割や住民の期待していることを考えていきます。さらに、仕事はチームプレーで行われるため、職場での人間関係の心構えについても学びます。

② 公務員倫理

地方公務員となった皆さんは、住民全体の奉仕者として職務を行います。つまり常に公務員としての自覚をもち、公共の利益のために全力を挙げて仕事に取り組まなければなりません。その心構えや行動原理が公務員倫理です。住民の方々や組織の期待に応えるためにも、自身をしっかりと律することが大切です。

③ 地方自治制度

各地方公共団体は、自然的要因（地形、気候など）や社会的要因（人口、産業構造など）に応じて、住民の福祉（住民の幸せ）の増進をめざして仕事をしています。このように地域の実情に合わせて住民と一緒にまちづくりをしていくことが地方自治です。地方自治に関する法律として「地方自治法」があります。本研修では、地方自治法の基本的事項についても学んでいきます。

④ 地方公務員制度

地方公務員制度は、皆さんの社会的身分に直接関わる制度です。大変重要なものなので、しっかり理解しましょう。この制度に関する法律として「地方公務員法」があります。地方公務員法の基本的事項についても学習します。

いずれの研修項目も皆さんが地方公務員として仕事をするための重要な基本事項です。皆さんは、まだ入庁して間もなく、慣れない研修で緊張するかもしれませんが、肩の力を抜いてリラックスし、本研修に参加してください。皆さんにお会いし、一緒に学ぶことを楽しみにしております。



(一財) 公共経営研究機構参与、小川法務事務所所長
行政書士、宅地建物取引士、気象予報士、フィナンシャルプランナー等の資格を有す
1961 年 生まれ
1984 年 東北学院大学法学部法律学科卒業
同年 茨城県神栖町役場（2005 年から市政施行）入職
教育委員会、都市建設部、総務部職員課、企画部政策企画課等を歴任

2011 年 神栖市役所退職
同年から現在まで、法律、公文書、政策法務、問題解決、業務改善、人事評価、公務員倫理、キャリア形成等の研修講師としての数多くの自治体で活躍中